

居宅介護支援  
介護予防支援

# 契 約 書

富田居宅介護支援センター

# 居宅介護支援・介護予防支援契約書

(以下、「利用者」といいます)と富田居宅介護支援センター(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援及び介護予防支援について、次のとおり契約します。

## 第1条(契約の目的)

この契約は、事業者が利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、居宅介護サービス計画及び介護予防プランの作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援（ケアマネジメント）及び介護予防支援について定めることを目的とするものです。

## 第2条(契約期間)

1 この契約の契約期間は令和 年 月 日 から利用者の要介護及び要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条(介護支援専門員)

事業者は、その事業所に属する介護支援専門員(以下「介護支援専門員」といいます)に利用者の居宅サービス計画作成及び介護予防計画書に関する業務を担当させることとします。事業者は介護支援専門員に、身分証を常に携帯させ、利用者又はその家族から求められた場合には、これを提示することとします。

## 第4条(居宅介護支援の提供方法及び内容)

(1) 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## (2) (経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族と面談し、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

## 第5条 (指定介護予防支援の提供方法及び内容)

指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法に従って実施する

利用者の相談を受ける場所は、当事業所又は自宅とする。

サービス担当者会議について サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

介護予防ケアプランの作成について 担当職員は、介護予防ケアプランの内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。

(担当職員による居宅訪問頻度等)

- ① 指定介護予防支援の提供を開始した月
- ② 指定介護予防支援の提供を開始した月の翌月から 起算して3月に1回
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき
- ⑤ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑥ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回行う。

## 第6条 (施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

## 第7条 (居宅サービス計画及び介護予防支援の変更)

利用者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を変更します。

## 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画書作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第9条（要介護・要支援認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護・要支援認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護・要支援認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を求めることができます。

## 第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援・介護予防支援に対する料金規定は【居宅介護支援事業所重要事項説明書】のとおりです。

## 第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の猶予期間を持って届け出るものとし、猶予期間満了日に契約は解約されます。
- 2 利用者は、事業者が次の各号に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
  - ① 事業者または介護支援専門員が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
  - ② 事業者または介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合。
  - ③ 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヵ月以上の猶予期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提出します。
  - ① 利用者が非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが困難となった場合

- 4 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定める利用契約の目的を達することが不可能となった場合
  - ② 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ③ 利用者が事業者の利用者及び事業者の従業員に対し、暴言、暴行、傷害等の行為を行い今後もその危険性がある場合
- 5 次の理由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合  
(※ただし、2ヵ月以内で利用再開となった場合を除く)
  - ② 小規模多機能型居宅介護サービスおよび看護小規模多機能型居宅介護サービスへ移行した場合
  - ③ 利用者の状況により介護予防ケアマネジメントを利用及び、介護認定の要介護認定区分が非該当（自立）となった場合。
  - ④ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

### 第13条(利用者に関する市町村への通知)

利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- ① 正当な理由なしに介護給付及び介護予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- ③ 利用者が虐待（暴力・性的・介護放棄・経済的・心理的）を受けている恐れがあるとき。

### 第14条(秘密保持義務)

- 1 事業者は、介護支援専門員又はその他、従業者が正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

### **第15条(賠償責任)**

事業者が、居宅介護支援事業及び介護支援事業の提供を行う上で、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

### **第16条(身分証携行義務)**

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### **第17条(相談・苦情対応)**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

### **第18条(信義誠実の原則)**

本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条記載の目的のため、利用者及び事業者互いに信義に従い誠実に協議して決定するものとします。

### **第19条(裁判管轄)**

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名の上それぞれ1通を保有することとします。

契約締結日                      令和                      年                      月                      日

私は、契約書により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け了承しました。あわせて居宅サービス計画書の作成を依頼します。

**【利用者】**

住 所

氏 名

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所

氏 名

続 柄

**【事業者】**

所在地                      岡山県倉敷市玉島道口 2754-1

事業者名                      富田ケアセンター有限公司

代表者名                      代表取締役    山中 祥吉

**【事業所】**

所在地                      岡山県倉敷市玉島道口 97-1

事業所名                      富田居宅介護支援センター  
(介護保険事業者番号 3370203246)